

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 宮崎 昭夫 様 〆107-0052 日本国東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル8階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 22.04.2008	

出願人又は代理人 の書類記号 07-0399-NEC	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
-------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2008/055541	国際出願日 (日.月.年) 25.03.2008	優先日 (日.月.年) 28.03.2007
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G05B23/02(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 日本電気株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 10.04.2008

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 佐々木 一浩 電話番号 03-3581-1101 内線 3324	3U 9427
--	---	---------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 紙形式
 電子形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-10	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲	1-6, 9	有
	請求の範囲	7-8, 10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-10	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2004-178233 A (株式会社 日立インダストリーズ) 2004.06.24, 全文, 全図 (ファミリーなし)

文献2: JP 2005-222139 A (三菱電機株式会社) 2005.08.18, 段落【0040】 (ファミリーなし)

文献3: JP 2001-236119 A (三菱電機株式会社) 2001.08.31, 段落【0012】 (ファミリーなし)

【請求項7について】

請求の範囲7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、文献2及び周知技術により進歩性を有しない。

文献1には、アラーム (緊急性の高い監視情報) がない場合には、各センサ2、3からの測定データを情報処理部5の記録部に記録・保存した後定時送信し、アラームが発生した場合には、アラーム情報を非定時送信する点が記載されており、文献1記載の定時送信に換えて、文献2段落【0040】に記載された、送信要求に基づいてメモリに蓄積した計測信号を送信する点を採用することは、当業者にとって容易である。

また、制御プログラムを記録媒体に記録することも、例示するまでもなく従来周知の技術である。

【請求項8について】

請求の範囲8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1と周知技術とにより進歩性を有しない。

文献1には、保守管理装置4において、アラーム (緊急監視情報) 発生時に、Eメールの本文にアラーム情報と過去のデータ (一般監視情報) とを添付して送信する点が記載されている。

また、制御プログラムを記録媒体に記録することも、例示するまでもなく従来周知の技術である。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

【請求項 10 について】

請求の範囲 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 3 により進歩性を有しない。

文献 1 記載の発明において、文献 3 記載の取得したデータをタイムスタンプ順にソートする点を採用することは、当業者にとって容易である。

また、制御プログラムを記録媒体に記録することも、例示するまでもなく従来周知の技術である。

【請求項 1-6, 9 について】

請求の範囲 1-6, 9 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。